

# ロシアによる「非友好国」への 単板等の輸出禁止について

林野庁 木材利用課 木材貿易対策室

## ロシアによる「非友好国」への単板等の輸出禁止

### 1. 措置の内容

- ・3月9日に、ロシア政府は、政令第313号「大統領令第100号を実施するための措置について」により、2022年末まで、我が国を含む「非友好国」に対して、チップ、丸太、単板を輸出禁止とすることを決定。（※3月8日に、非友好国向けの輸出禁止品目リストを公表すると予告されていたもの。）
- ・輸出禁止対象は、以下の通り。
  - ・4401.21 チップ（針葉樹のもの）
  - ・4401.22 チップ（針葉樹以外）
  - ・4403 丸太
  - ・4408 単板

### 2. 2021年の我が国輸入実績

- ・4401.21 チップ（針葉樹のもの）：8万トン（13億円）
  - ・4401.22 チップ（針葉樹以外）：実績なし
  - ・4403 丸太 : 3.6万m<sup>3</sup>（9億円）
  - ・4408 単板 : 24.4万m<sup>3</sup>（※2mm厚で換算）（85億円）
- （※ロシアからの木材輸入額総額：634億円）

### 3. 影響の可能性

- ・チップは、輸入量合計（1,100万トン）の1%程度。
- ・丸太は、本年1月から、ロシアが輸出禁止を導入済み。
- ・単板は、輸入量（29.4万m<sup>3</sup>）の82%を占めるが、国内で流通する合板の原料全体に対しては2%程度。ロシア産の単板は、主にカラマツで、構造用合板のフェースバック用に使用。

（以上）

## 【政令本文（※機械翻訳による）】

ロシア政令第 313 号（2022 年 3 月 9 日）

2022 年 3 月 8 日付ロシア連邦大統領令第 100 号を実施するための措置について

2022 年 3 月 8 日付ロシア連邦大統領令第 100 号「ロシア連邦の安全を確保するための対外経済活動領域における特別経済措置の適用について」の第 1 項「a」および第 4 項に従い、ロシア連邦政府はここに決定する。

1. 付録No.1 に従ったリストと付録No.2 に従ったリストに従って、ロシア連邦の領土から外国国家と領土への商品の特定の種類の輸出の禁止を含む 2022 年 12 月 31 日まで導入する。
2. この政令の第 1 項に定める禁止事項は、以下には適用されないものとする。
  - ・ロシア連邦の領域から輸出され、ロシア連邦の領域外で開始および終了する国際的なトランジットトラフィック、および外国の領土を介してロシア連邦の領域の部分の間で輸送されるロシア連邦で発生した財のため。
  - ・外国の領土にあるロシア連邦の軍事組織の活動を支援するために、ロシア連邦の領土から輸出される財貨のため。
  - ・スピツベルゲン群島におけるロシア連邦の組織の活動を支援するためにロシア連邦の領土から輸出される財貨のため。
  - ・個人で輸出される個人使用目的の商品。
3. 連邦税関は、この政令の第 1 項の規定の実施に対する管理を確実に行うものとする。
4. ロシア連邦内務省、ロシア連邦連邦保安庁国境警備局、ロシア連邦国家警備隊連邦サービスは、連邦税関がその権限の範囲内で関連する管理措置を実施するのを支援するものとする。
5. この政令は、その公布の日から効力を生ずる。

## 付録 1

### 特定の種類の貨物の輸出が禁止されている外国および地域

オーストラリア  
アルバニア  
アンドラ  
イギリス（ジャージー島（英国王室属領）を含む）。ジャージー島（英国王室属領）  
および管理海外領土（アンギラ島、英領バージン諸島、ジブラルタル）。  
欧洲連合加盟国  
アイスランド  
カナダ  
リヒテンシュタイン  
ミクロネシア  
モナコ  
モナコ  
ノルウェー  
大韓民国  
サンマリノ  
北マケドニア  
シンガポール  
アメリカ合衆国  
台湾  
ウクライナ  
モンテネグロ  
スイス  
日本

## 付録 2

### 輸出禁止の対象となる特定の種類の貨物

4401 21 チップまたは削り屑の形の木材

4401 22

4403 未加工の木材で、樹皮または辺材が取り除かれているか、または取り除かれていなか、または粗く縁取られているか、または縁取られていないもの。

4408 単板（層状木材を分割して得られるものを含む）、合板又は類似の集成材及びその他の木材を製材又は縦割り、鉋掛け又は剥離し、未加工又は鉋掛け、サンディング、接合又は非接合により得られた厚さが 6mm 以下の板、面接合あり又はなしのもの。